

滝沢市競争入札心得書

1 趣旨

この心得は、競争入札に係る指名通知書に示した事項のほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」）という。）の心得について、必要な事項を定めるものである。

2 入札方法

- (1) 入札参加者は、入札書を紙媒体による方法により提出しなければならない。この場合において、入札書を封入する封筒を用意する必要はない。
- (2) 前項以外の方法により提出された入札書は受理しない。
- (3) 入札書は、指名通知書で指定した日時、場所に持参し、提出しなければならない。
- (4) 期限を過ぎて提出された入札書は、理由の如何にかかわらず受理しない。
- (5) 入札者は、入札に当たり見積もった契約希望金額（税込金額）の100分の3以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

3 入札等

- (1) 入札参加者は、図面、仕様書等の図書（以下「入札関係図書」という。）及び現場等を熟覧のうえ、入札すること。この場合において、入札関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (2) 滝沢市営建設工事請負及び滝沢市建設関連業務委託に係る競争入札において、入札参加者は希望する場合、入札関係図書のうち設計書について、電子媒体（CD等）による電子データの配布を受けることができる。
- (3) 入札参加者は、入札書を入札に付する事項ごとに作成すること。
- (4) 入札参加者は、代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、提出した入札書の書換え、差替え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札参加者が、入札が執行されるまでの間に、本市から指名停止を受けた場合は、当該入札に係る指名を取り消す。
- (7) 入札執行前において、入札に参加する資格を有しなくなったときは、当該入札に係る指名を取り消す。

4 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、その旨を次に掲げるところにより届け出るものとする。
 - ア 入札執行前であつては、入札辞退届を入札日前日の15時までに、契約担当職員に直接持参し、又は郵送（前述の期限までに到達するものに限る）すること。
 - イ 入札の執行中であつては、入札辞退の旨を明記した入札書を入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として当該入札以後の指名等について、不利益な取り扱いを受けるものではない。

5 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜金額）を入札書に記載すること。

6 入札の延期、取りやめ等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、又は取りやめることがある。
- (2) 入札参加者の質問等により、入札関係図書の表示誤りや不明確な表示などが判明した場合で、当該事由の判明時期が入札執行以前であるときは、訂正後の入札関係図書を閲覧に付すとともに、入札日を延期することがある。この場合、変更後の入札日についてはあらためて通知する。
- (3) 指名通知、入札関係図書に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないと認められると

きは、指名通知で示す入札手続き等を取りやめることがある。

- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることがある。
- (5) 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金の納付を免除された者を除き、入札保証金を納付せず又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について、同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低（収入の原因となる契約にあっては最高）の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札の事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

9 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

10 再度入札

- (1) 入札参加者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けたときにあっては、予定価格の制限の範囲の価格で最低制限価格以上の価格の入札がない場合）は、直ちに再度の入札を行う。ただし、第1回目の入札に参加しなかった者、最低制限価格を設けたときにあっては、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は、再度の入札に参加できない。
- (2) 再度の入札は、1回を限度とする。

11 契約締結の留意事項

- (1) 落札者は、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正をしてはならない。
- (2) 落札者は、契約の履行に当たり、それらの主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事などを一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 落札者は、契約に当たり契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。